

「標的の村」上映会
(三上監督講演)

5月11(日)10:00~ / 13:00~

和泉コミセン3F

泉北教育

NO.1962 2014.4.21.

発行 泉北教職員組合

〒594-0071 和泉市府中町6-12-2

0725-41-1953 Fax0725-44-6570

E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

学校給食民間委託で心配われている人々

給食の質は守られるか？

学校給食の材料費は保護者負担（給食費）ですから、委託費の大半は人件費です。

業者は入札で決まりますから、業者が落ちしようとする調理員の賃金にしわ寄せされます。

給食調理は数百人分の食事を数人で制限時間内につくるといふ経験と熟練の必要な作業です。賃金が低いと調理員の定着が難しく、長期に勤務して経験を積むことができません。そうす

ると、熟練の技術がなくても調理できるように、献立を簡略にしたり、手づくりをやめて加工食品や冷凍食品を多用したり、使用食器を制限したりするようになるのではないのでしょうか。

委託は直営よりも安いのか？

順次民間委託を進めている高石市では、「偽装請負」状態を回避するため、民間委託した学校に市費負担で栄養士を配置しています。それも含め、全校直営時代に比べて、毎年数千円も市の負担が増えています。

「偽装請負」問題とは

「和泉市学校給食運営検討委員会」でも、委員から懸念が出された「偽装請負」問題とは、「労働者派遣法」が禁止している「契約の形式は請負（委託）なのに、実態は労働者派遣となって

いる請負（委託）事業」のことです。

高石市では

献立は市教委が作成

食材は市教委が仕入れて

業者に無償で提供

調理場・設備は市教委が

業者に無償で提供

電気・ガス・水道は市教

委が業者に無償で提供

市教委の作成した衛生管

理マニュアルに従って業者

調理員が調理

となっていますが、これでは委託を受けた業者の事業の独立性が保てません。また、調理場の衛生管理者（府費負担教職員）が、衛生管理マニュアルに従って調理されているか監督すれば、業者調理員を指揮命令することになり、「労働者派遣法」違反となりかねません。そこで、府費負担の栄養教諭とは別に市費負担で栄養士を配置することで、強引に法解釈をねじ曲げて委託しているのです。

適正請負にするとともに大変なことに！

適正請負の原則は

委託した側（府費負担教

職員や市教委職員）は業者

調理員に指揮命令しない

委託した側は業者の事業

の独立性を損なわない

というものです。これを

給食調理業務の委託に適用

すると

食材は業者が仕入れる。

どこから仕入れるか業者の責任と判断で。（そうすると、地産地消が困難になり、安全性に問題のありそうな食材であってもチェック不可能になります。）

委託契約とは別に調理場、

設備の有償使用契約を締結。

電気・ガス・水道も有償に。

衛生管理マニュアルは市

教委作成のものではなく業

者のものです。（調理場は完

全に業者の管理下となり、

市教委や校長・栄養教諭の

チェックは弱体化します。）

いずれ、献立も業者が作

成という可能性もあります。



自校直営の学校給食を守ろう

以上みてきたように、学校給食を民間委託しても、「労働者派遣法」を遵守する限り、費用が安くなることはありません。

私たち教職員にとっても、「給食の質が保てない。」「給食場の管理ができなくなる。」「調理員さんとの協同が困難になる。」など、何もないことはありません。

和泉市教育委員会は、現在「和泉市学校給食の運営方法について」パブリックコメントを募集中（25日締切）です。保護者のなかでは「和泉市の学校給食を見守り隊」が結成され、民間委託反対の声が届けられつつあります。教職員も「民営化反対」の声をあげていきましよう。

組合に加入して、「教育基本条例」「評価・育成システム」をなくそう！